



『みちのく未来基金』奨学給付金 エントリー及び給付までの流れ

(1) 以下の書類を提出してください。

- ① 『みちのく未来基金奨学金エントリーシート』
- ② 東日本大震災で親御さんが亡くなったことを確認できる公的書類の原本

過去に一度提出いただいた場合、または兄弟で提出した場合は必要ありません。

※必ず、亡くなった方とエントリーする本人との関係がわかる書類をご提出ください。

※公的書類とは、戸籍謄本（全部事項証明のもの）、改正原戸籍などを指します。

市区町村により、東日本大震災による死亡が確認できる書類が違います。各市区町村にご確認ください。

※震災関連死の場合は市町村または病院が発行する証明書（り災証明書など）も合わせてご提出をお願いします。

※公的書類の確認のため、担当者から保護者にご連絡させていただく場合がございます。

書類が揃いましたら、みちのく未来基金 までご郵送ください。

● 以下は高校3年生が対象

(2) 書類確認後、簡単な面談を実施します。

(3) 基金内にて給付対象の生徒または給付対象学校であるか確認し、認定します。

- ・提出された書類を確認します。
- ・進学希望校が「学校法人格」を有しているかどうかを確認します。（給付対象学校は学校法人格を有する学校です。）

(4) 認定後、奨学金給付候補者内定書を学校宛にお送りします。（9月中旬の予定）

(5) 最終的に進学する学校が決まりましたら、基金までご連絡ください。

ご本人、保護者、学校の先生、基金のスタッフでの4者面談を学校にて行います。

※みちのく未来基金のルールや、最終的に提出する書類についてご案内します。

※4者面談により給付の可否が決まるものではありませんので、ご安心ください。

★進学先が決まった生徒の保護者・本人への依頼事

- ①初回の入学金および授業料のみ、立替え払いをお願いします。（後日、立替えていただいた分を基金よりお支払いします。）
立替えが困難な場合は、基金までご連絡ください。
- ②振込いただいた際の領収書は必ず保管してください。（後日、立替え分をお支払いする際に必要です。）
- ③初回以降の学費振込は、基金から学校へ直接行います。
学費の振込用紙が届きましたら、すぐに基金宛に振込用紙の原本を「郵便書留（または簡易書留）」にて送付をお願いします。
- ④進学先に、学費の減免制度がある際には申請をお願いします。

■受験時の注意

○学校法人格を持たない学校に志望校変更の際は、みちのく未来基金までご連絡ください。

※志望校変更の場合、再度、給付の対象校か確認をします。